



特許法等の条文の括弧書きの外出しによる条文把握の容易化
(川原特許事務所 弁理士、大阪工業大学知的財産学部 客員教授)
川原英昭

Facilitating understanding of the provisions by going out of parentheses in the provisions of patent law etc.

Kawahara Patent Office & The Osaka Institute of Technology

Hideaki Kawahara

知的財産法 特許法等の条文 括弧書きの外出し 条文理解の容易化 弁理士試験

1. はじめに

知的財産法（特許法等）の条文には（以下「・・・」という。）、（・・・を除く。）形式の括弧書きが多数ある。特許法には括弧内の文字数が 486 字のものもある。このため括弧書きがあると条文の全体把握に時間がかかり、知財関係者および弁理士試験の受験生等の負担が大きい。

筆者は 2006 年から条文の漢数字を算用数字に変換後、手動で括弧書き（・・・）を＊1：・・・として条文の次行に外出しし、条文は（＊1）として見易くし、かつ複雑な条文は箇条書きにした条文集を作成して弁理士試験の受験生に提供してきた。2009 年の知財学会ではこれを発表した（文献 1）。しかし、作成に多大な時間を要するため、法改正ごとの作成は困難であった。

このたび Word VBA で作業の主要部を自動化することに成功したのでこれを発表する。これを使えば括弧書きが多い条文は内容把握に要する時間が数分の 1 になる。

2. 具体例：特許法第 41 条第 2 項の場合

図 1 は総務省の e-Gov 法令検索から入手した特 41 条 2 項です。同条文は、国内優先権を主張した特許出願の効果（判断時点の遡及）で重要な条文ですが、括弧書きが多く条文の全体把握が難しい。

図 1 特 41 条 2 項の条文（漢数字）

（特許出願等に基づく優先権主張）

第四十一条 特許を受けようとする者は、・・・以下省略・・・

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先

権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項及び第二項、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第百四条（第六十五条第六項（第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第百二十六条第七項（第十七条の二第六項、第百二十条の五第九項及び第百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

図 2 括弧書きを外出しした特 41 条 2 項（算用数字、括弧外出し）

[特許出願等に基づく優先権主張]

第 41 条 特許を受けようとする者は、・・・以下省略・・・

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（*1）に記載された発明（*2）についての第 29 条、第 29 条の 2 本文、第 30 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 1 項から第 4 項まで、第 69 条第 2 項第 2 号、第 72 条、第 79 条、第 81 条、第 82 条第 1 項、第 104 条（*3）並びに第 126 条第 7 項（*4）、同法第 7 条第 3 項及び第 17 条、意匠法第 26 条、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項並びに商標法（*5）第 29 条並びに第 33 条の 2 第 1 項及び第 33 条の 3 第 1 項（*6）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

*1：当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面

*2：当該先の出願が同項若しくは実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権の主張又は第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 第 1 項（第 43 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）若しくは第 43 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。

*3：第 65 条第 6 項（第 184 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。

*4：第 17 条の 2 第 6 項、第 120 条の 5 第 9 項及び第 134 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。

*5：昭和 34 年法律第 127 号

*6：これらの規定を同法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。

図 2 は図 1 の条文の漢数字を算用数字に変換し、かつ括弧書きを外出ししたものです。図 2 の条文を使用すると条文の全体構造の把握が容易になり、図 1 を使用した場合の数分の 1 の時間で条文を理解できる。

3. 括弧外出しの方法（特許法の場合）

（1）総務省の e-Gov 法令検索から特許法の条文を Word 文書“特許法.docx”として取得する。

（2）“特許法.docx”の漢数字を算用数字に変換する。

筆者は変換表を作成しそれを用いて Word VBA で漢数字を算用数字に変換してきたが、漢数字条文を算用数字に変換するフリーソフト（文献 2）も利用できる。後者は瞬時に算用数字に変換できる素晴らしいマクロですが、表があるときは表を削除し別処理が必要です。

（3）条文中の括弧の特定

括弧には（イ）1 つの条文中に括弧が複数のあるもの、（ロ）2 重括弧、3 重括弧があるもの、（ハ）括弧の中にある左括弧（ と 右括弧 ）の個数が異なるものがある。このため、括弧を(*1)(*2)として特定するプロセスは複雑になる。

（4）外出しする括弧の特定ができれば、それらを本文の次行に外出しする。

（5）外出しした本文中の括弧内を (*1)(*2)に置換する。

（6）条文全体を対象に、インデントと字下げをする。

4. 条文番号とその見出しの一覧表

特許法等には特 41 条 2 項（図 1）のように、他の条文番号を見出しなしで引用した条文が多数あり、条文の理解には引用された各条文の参照が必要になる。

条文番号とその見出しを 1 行表示した一覧表図 3 を自動で作成した。これを使えば条文の理解が容易になる。

図 3 特許法の条文番号とその見出し

***** 特許法 の条文見出し *****

第 1 条 [目的]

第 2 条 [定義]

途中省略

第 29 条 [特許の要件]

第 29 条の 2

第 30 条 [発明の新規性の喪失の例外]

第 31 条 — 削除 —

第 32 条 [特許を受けることができない発明]

第 33 条 [特許を受ける権利]

第 34 条

第 34 条の 2 [仮専用実施権]
第 34 条の 3 [仮通常実施権]
第 34 条の 4 [登録の効果]
第 34 条の 5 [仮通常実施権の対抗力]
第 35 条 [職務発明]
第 36 条 [特許出願]
第 36 条の 2
第 37 条
第 38 条 [共同出願]
第 38 条の 2 [特許出願の日の認定]
第 38 条の 3 [先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願]
第 38 条の 4 [明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等]
第 38 条の 5 [特許出願の放棄又は取下げ]
第 39 条 [先願]
途中省略
第 201 条 [両罰規定]
第 202 条 [過料]
第 203 条
第 204 条

5. Word VBA

Excel VBA の書籍は複数出版されているが、Word VBA は市販本が見当たらないため独学になった。筆者は J-PlatPat で取得したデータを Excel で加工する特許調査業務用の Excel VBA のマクロを多数作成した経験があるが Word VBA マクロの作成は困難を極めた。Web に Word VBA と Excel VBA は別のプログラム言語というくらい異なるとの記事があったが筆者もそのように感じた。

6. 活用

Word VBA マクロの完成により多大な時間を要する条文の括弧書きを外出し作業のほとんどを自動化できるため、法改正ごとの条文の外出し化も可能になった。

これまでに特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、独禁法、種苗法、関税法（知財関係部）、弁理士法の条文を算用数値化し、括弧書きを外出し化して、学生に提供したところ条文理解に要する時間を短縮できたと好評です。本マクロは知財法以外の法律条文にも適用できる。

【参考文献】

- 文献 1 川原英昭、見出し付き箇条書き法文集の作成及び法文集の正確性、知財学会 2009 年研究発表会
文献 2 作成者：洋々亭 2006-2012、MS-Word 用マクロ：漢数字を英数字に変換